

高松市生涯学習センター 生涯学習推進事業[企業との連携事業（まなびCAN・CSR教室）]

円満な相続の実現のために～遺言信託の活用～を開催しました。

平成27年2月18日、三井住友銀行 プライベート・アドバイザー部 グループ長 後藤義信氏を講師にお迎えし、講座を開催しました。

円満な遺産分割を確実に実現するためには、遺言が大きな役割を果たすことは、皆様よくご存知のことと思います。

今回はその遺産分割を円満に実施するために、「遺言信託」という仕組みがあることを説明していただきました。



配布された資料を見ながら、「まずなぜ遺言が大切なのでしょう？」ということから、遺言書が作成されている場合と遺言書が作成されていない場合について説明があり、遺言の大きな役割について、改めて説明がありました。

それから、「遺言信託」の仕組みについて、以下のような全体の流れを講義していただきました。

- ★ステップ1 遺言書文案作成のお手伝い
遺言に関する事前のご相談をお伺いした上で、信託を受けた銀行等の担当者が証人を引き受け、公証役場にて遺言書を作成していただきます。
- ★ステップ2 遺言書の保管
信託を受けた銀行等にて遺言書を厳正に保管するとともに、遺言の内容や財産、推定相続人の異動等について、定期的に照会します。
- ★ステップ3 遺言の執行
遺言者ご逝去の通知を受けて、信託を受けた銀行等が遺言執行者に就職し、遺言書に記載されている内容を確実に実現します。

講義途中では、「遺言信託」の流れをドラマ仕立てにしたDVD映像が流され、遺産分割の色々や「遺言信託」の流れをわかりやすく知ることができました。DVDの中で心に残ったのは、遺言書の最後に遺言者の「付言」というのがあって、残された家族への感謝の言葉などのメッセージを書き、それが遺言書の開示の時に読み上げられた時のことでした。まさに円満な相続が執行された瞬間でした。

また、その他、民法の規定による法定相続人・法定相続分・遺留分の説明、自筆証書遺言の説明など、ためになるお話も聞けました。

最後に、参考として「遺言信託」利用に当たっての標準的な費用も教えていただき、講義後は受講者の方が個別に熱心に質問をされていました。

受講者の皆様たくさんおいでいただき、ありがとうございました。

後藤講師並びに三井住友銀行高松支店の方々、ありがとうございました。

